保険金のお支払いに関するお知らせ

臨時費用等付随的な保険金の一部支払漏れに係わる調査につきまして、完了の目処が立ちましたのでご報告致します。

2005年7月の自主調査開始以来、長期間にわたりご迷惑・ご心配をおかけしましたお客様ならびに関係先の皆様には改めて深くお詫び申し上げます。弊社としましては、今後とも適切な保険金支払態勢確保に不断の取組みを行ってまいりますので、何卒ご理解頂きます様お願い申し上げます。なお、事態の概要や再発防止策につきましては弊社ホームページをご参照ください。

1.付随的な保険金の支払漏れについて、調査が最終的に完了する時期

2007年3月末をもって、調査を最終的に完了致します。

2. 追加調査等の概要

関連部門が連携して対象となる保険金を改めて検証したうえで、以下の通り調査対象範囲を拡大 し、該当するお客様には個別にご案内を差し上げながら調査および保険金のお支払いを行ってお ります。

保険種目等の組合せ

複数の保険種目等で同時に保険金をお支払いできる場合について調査対象を拡大しました。

	対象保険金
自動車	人身傷害補償保険金 (対人賠償・搭乗者傷害・無保険車傷害対応済)
	搭乗者傷害保険金 (無保険車傷害対応済)
	無保険車傷害保険金 (人身傷害対応済)
	対人賠償臨時費用保険金 (人身傷害·搭乗者傷害対応済)
火災	地震火災費用保険金 (地震保険対応済)
7	交通傷害特約保険金 (傷害費用対応済)
新種	傷害条項保険金 (自治会 ·塾総合等の対人賠償対応済)
傷害	複数の保険種目等をセットで販売しているもの
	例)普通傷害保険と交通事故傷害保険をセット販売しているが 交通事故傷害保険しかお支払いできていない場合など

付随的な特約等

下表の保険金を調査対象に加えました。

	対象保険金
自動車	臨時費用保険金 (積載品担保特約)
	臨時費用保険金 (運送業者受託貨物賠償責任保険特約)
	人身傷害補償保険金 (重度後遺障害倍額支払)
	家族傷害保険特約保険金
新種	入院一時金補償保険金 (建設業総合保険 ·運送業総合保険)

3. 付随的な保険金の支払漏れ調査に係る今後の調査態勢

上記の調査におきましては、お客様のセンシティブ情報など大切な個人情報が含まれる書類の他社との貸し借りが発生しますが、これをより慎重にお取り扱いさせて頂くため、また、1件ずつ事案の内容を見ながら保険金の額を再算定する必要があることなどから、以下の態勢を整備致しました。

全国の事案を一括検証し、再調査あるいは追加支払いの要否を判断のうえ各地域のサービスセンターへ一元的に指示するため、損害サービス業務部内に集中センターを設置しました(17 名配置)。

全国のサービスセンターにおいて、 の指示に基づく追加調査・支払業務のために要員を臨時 に投入しました(250名配置)。

お客様へのご案内や各事案への対応状況管理・データ整理等を行うため、全国の損害サービス部に近隣の営業拠点等から要員をシフトします(60名程度を予定)。

以上

【別紙 補償内容のご説明】

保険種目等の組合せ

[自動車保険]

人身傷害補償保険

ご契約者様の一定の範囲のご家族や、ご契約のお車に乗車中の方が自動車事故により受傷された場合に、 約款に定める損害額基準に基づいて計算した保険金をお支払する保険です。

搭乗者傷害保険

ご契約のお車に乗車中の方が自動車事故により受傷された場合に、受傷の程度もしくは治療状況に応じた 定額をお支払する保険です。

無保険車傷害保険(特約)

ご契約のお車に乗車中の方が、保険を付けていない車や保険金が支払われない車との事故等により死亡された場合または後遺障害を負われた場合で、人身傷害補償保険の保険金額(お支払限度額)を上回る保険金がお支払可能な場合などに、相手方が負うべき損害賠償額相当の額をお支払する保険(特約)です。

対人賠償保険臨時費用保険金

対人賠償保険がお支払の対象となる事故で、ご契約者様が相手方(被害者)へのお見舞いなどのために支出されたであろう費用に対して、相手方(被害者)の受傷の程度に応じて定額をお支払する保険金です。

[火災保険]

地震火災費用保険金と地震保険

地震火災費用保険金とは、地震・噴火等による火災によって保険の目的である建物や保険の目的を収容する建物が半焼以上となったとき、または保険の目的である家財が全焼となったときに、300万円を限度に保険金額の5%をお支払する保険金です。

地震保険は地震・噴火・津波による火災や損壊の損害について、損害程度(全損・半損・一部損)に応じてお支払する保険です。

交通傷害特約保険金と傷害費用保険金

火災保険に付帯する交通傷害担保特約は、交通事故に限らず、建物の火災によって被った傷害についても お支払します。

傷害費用保険金は火災保険の費用保険金のひとつで、火災等の事故により傷害を被った場合に、その内容に応じて保険金額の一定割合(死亡・重度後遺障害 30% 重傷 2%)をお支払する保険金です。

[新種保険]

傷害条項保険金(自治会活動保険・塾総合保険等)

自治会活動保険は、自治会業務の遂行または自治会施設の管理に起因する賠償責任や加入住民の自治会活動に起因する賠償責任、加入住民の自治会活動中の傷害などを総合的に補償する保険です。

塾総合保険は、塾の業務遂行や施設に起因する賠償責任、管理下の塾生の行為に起因する賠償責任、塾生 徒の傷害を補償する保険です。

[傷害保険]

傷害保険で複数の保険種目セット

代表的なものは、普通傷害保険と交通事故傷害保険や所得補償保険のセット、普通傷害保険と年金払交通 傷害保険のセットなどです。

付随的な特約等

[自動車保険]

積載品担保特約

ご契約のお車の車室、トランク、正規の荷台に積載中の商品、事業用什器などが、偶然な事故によって、ご契約者様のお車と同時に損害を被った場合に保険金をお支払する特約です。

ご契約者様が輸送のために受託した貨物をご契約のお車に積載し、輸送中や荷役作業中に受託物や第三者に損害を与えた場合の、ご契約者様の損害賠償責任を負担することによる損害をお支払する特約です。

人身傷害補償保険がお支払の対象となる事故で、受傷者の方が介護を要する重度の後遺障害(約款に定めた等級)を被った場合に、ご契約の人身傷害補償保険のお支払限度額を倍額とする規定です。

家族傷害保険特約

日常生活における急激偶然な外来の事故によりご契約者様の一定の範囲のご家族が受傷した場合に、受傷の程度もしくは治療状況に応じた定額をお支払する特約です。

[新種保険]

入院時一時金補償(建設業総合・運送業総合)

被保険者の役員・従業員等が業務従事中に傷害を被り、法定外補償規定に基づき被保険者が入院補償金とともに入院一時金を負担した場合に、保険金額を限度にお支払する保険金です

以上